平成２８年（フ）第２３１号
堺市美原区今井380番地、住民票上の住所堺市美原区真福寺126番地12
債務者　都田　重信
法定代理人成年後見人　宇野　裕明
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
大阪府柏原市法善寺２丁目10番５号　シャーメゾンエコーフォート　203号、前住所大阪府柏原市平野２丁目４番14号
債務者　インテリアシミズこと　志水　英徳
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
堺市堺区宿院町東３丁１番14―805号
債務者　谷口　瑞穂（旧姓小門）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
堺市中区八田北町10番地31　20棟205号
債務者　西　康次
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
大阪府富田林市藤沢台４丁目４番２―103号
債務者　田村　浩美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
堺市中区田園580番地39、前住所堺市南区高倉台４丁３番８―106号
債務者　奥田　貴子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
盛岡市浅岸２丁目３番18号
債務者　佐藤　慶範
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４５９号
愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上115番地ランティスカニエ206号
債務者　大西ひとみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
岡山県津山市油木下377番地
債務者　山本　隆幸
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２０号
福岡県大牟田市米生町２丁目156番地８
債務者　國友浩二郎
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第７３号
長崎県長崎市愛宕４丁目27番３号
債務者　中島　紗衣
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷696番地３
債務者　山中　勝幸
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
大分県日田市丸山２丁目１番62号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第６号
大分県日田市丸山２丁目１番62号
債務者　佐藤準一郎
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第７５９号
仙台市泉区西田中字大堤12番地
債務者　奥山　洋二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
仙台市宮城野区新田４丁目12番29号　高橋ハイツ101
債務者　伊藤　洋樹
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
宮城県名取市杜せきのした２丁目２番地の３　308号、従前の住所宮城県塩竈市袖野田町30番９号
債務者　小野寺健二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係